

＜私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 補助限度額＞

対象世帯の条件		補助限度額（月額）		
		第1子	第2子	第3子等
生活保護世帯		6,200 円		
区市町村村民税所得割非課税世帯				
		3,200 円		
区市町村村民税所得割税額が77,100 円以下の世帯				
		1,800 円		5,600 円
区市町村村民税所得割税額が211,200 円以下の世帯				5,000 円
区市町村村民税所得割税額が256,300 円以下の世帯				
以上に該当しない世帯				

※ 区市町村村民税所得割税額は、世帯での合算額で、寄付金控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除及び住宅借入金等特別税額控除の額を控除する前の額です。

※ ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯に属する方が以下に該当する世帯のことです。

- ・ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の方
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（ただし、保護者と同一の世帯に属する方がこれに該当する場合を除く。）
- ・ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ・ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
- ・ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等（在宅の方に限る。）

※こどもの数の数え方

保護者と生計を一にしている子どものうち	区市町村村民税所得割税額が77,100 円以下の世帯	何番目の子どもか（兄、姉の年齢上限なし）
	区市町村村民税所得割税額が77,101 円以上の世帯	小学校3年生までの子どものうち、何番目の子どもか（兄、姉が小学校3年生まで） ※兄・姉が小学校就学前の場合、幼稚園や保育所（認証保育所含む。）等に入所している場合に限りません。